



概要版

高崎市第3次

男女共同参画計画

平成25年度～平成29年度
(2013年度～2017年度)



高崎市

計画策定の趣旨

高崎市では、平成13年に「高崎市男女共同参画計画」を、平成20年に「高崎市第2次男女共同参画計画」を策定、平成21年4月には「高崎市男女共同参画推進条例（以下「市条例」という。）」を施行し、本格的に男女共同参画の推進に取り組んでいます。

平成23年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」という。）の分析結果では、これら計画の策定や市条例の施行にかかわらず、依然として社会や家庭の様々な場面において「男性が優遇されている」と意識されているなど、様々な課題が明らかとなっています。

市民アンケート調査の分析結果により明らかになった課題や、少子高齢化の一層の進行などの社会情勢の変化、増加傾向にある配偶者等からの暴力なども踏まえ、「高崎市第3次男女共同参画計画」を策定し、更に、男女共同参画社会の形成を目指します。

計画の目的

市条例第3条の「基本理念」及び第9条の「男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の形成のための施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度（2013年度から2017年度）までの5年間とします。

計画の重点課題

平成23年度の市民アンケート調査の分析結果から明らかになった主な課題や、高崎市男女共同参画審議会から答申のあった事項について、重点課題として施策推進に取り組みます。

- 固定的な性別役割分担意識や社会慣習などの解消
- 社会の責任ある立場への女性の参画の推進
- 更なる啓発事業の展開と人材等の掘り起こし
- 配偶者等からの暴力などによる人権侵害の防止と被害者支援

計画の基本目標

高崎市男女共同参画計画、高崎市第2次男女共同参画計画の基本的な考え方を引き継ぎ、更に、男女共同参画施策を推進するため、次の4つの基本目標において施策を展開します。

- 基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり
- 基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の充実

計 画 の 体 系

基本目標	基本方針	基本課題（実施施策）
I 男女平等の意識づくり	1 男女平等・男女共同参画の意識づくり	(1)男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開 (2)事業所における男女平等・男女共同参画の取り組みの促進
	2 男女平等教育の推進	(3)学校教育等における男女平等教育・男女共同参画の推進
II 男女共同参画による社会づくり	3 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	(4)仕事と家庭生活の調和の推進 (5)事業所における仕事と家庭生活の調和の取り組みの促進
	4 社会の責任ある立場への女性の参画	(6)附属機関等への女性の参画の推進 (7)事業所における女性の人材育成と登用の促進 (8)自営や起業における女性の活躍の促進
	5 女性に対する暴力の根絶	(9)女性に対する暴力の根絶のための啓発
	6 雇用の平等と就労支援	(10)雇用機会の男女平等の促進 (11)働きたい（再就職したい）人の就労支援の推進
	7 地域活動等における男女共同参画と支援	(12)地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の促進 (13)市民活動への支援とネットワークづくりの促進
	8 自立支援の取り組み	(14)自立のための相談・支援体制の充実
	9 子育て支援の取り組み	(15)子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援
III 男女が自立できる環境づくり	10 計画の推進・管理	(16)第3次計画の推進と進行の管理
	11 男女共同参画センターの運営	(17)啓発活動等の展開と市民団体等との連携・協働によるセンター機能の充実
IV 男女共同参画の推進体制の充実		

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

【夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである】というような固定的な性別役割分担意識や慣習などは、依然として根強いものがあり、市民の日常行動に大きな影響を与えています。

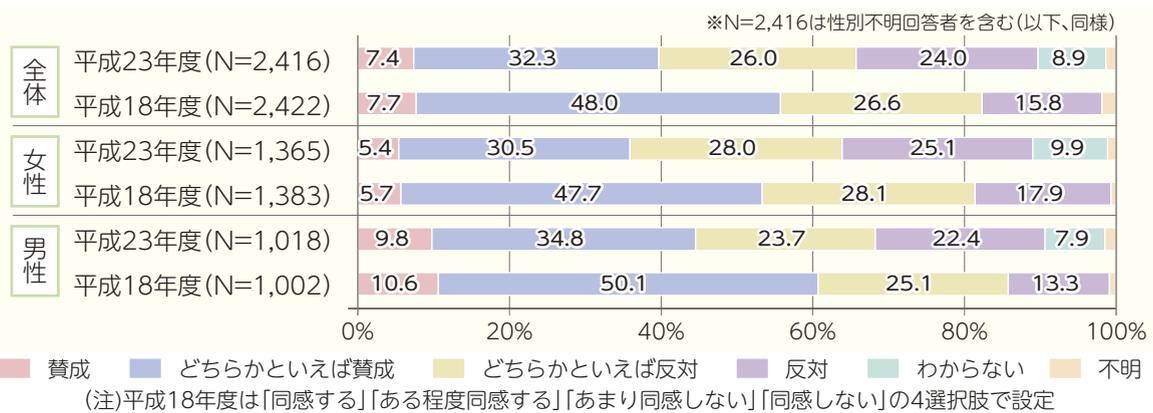
平成18年度と平成23年度の市民アンケート調査の比較では、意識の変化がうかがえますが、実際の生活では、家族の介護などをも含め家事労働は、高い割合で妻や女性によって担われており、男性は仕事中心の生活となっているという現状にあります。

男女平等・男女共同参画の浸透と、固定的な性別役割分担意識や慣習などの解消のため、市民や事業所を対象とした啓発事業を展開します。

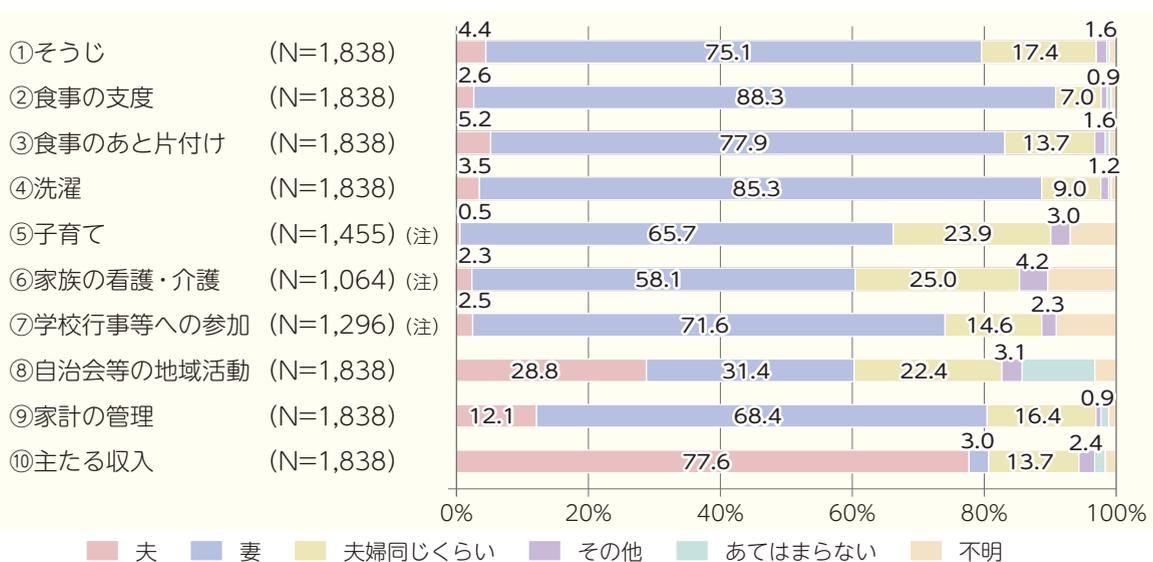
【市民アンケート調査結果】

(注) グラフ内の「N」の表記は、回答者数を表します。

『夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである』(平成18年度市民アンケート調査との比較)



『あなたの家庭では以下のような役割は主にだれが担っていますか。』(結婚や事実婚をしている場合限定)



(注)⑤子育て、⑥家族の看護・介護、⑦学校行事等への参加は、家族に該当者がいない場合が考えられるため、「あてはまらない」を除外して集計。

主な実施施策

- 市民や事業所を対象として、セミナー・講演会の開催などの啓発事業を展開するとともに、広報紙やホームページの充実により情報提供に努めます。
- 市のあらゆる施策に反映させるため、市の職員を対象とする研修等を実施し、意識の定着を図ります。
- 学校教育や保育の場において、教職員や児童・生徒に対して、意識啓発や情報提供に努めます。

基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

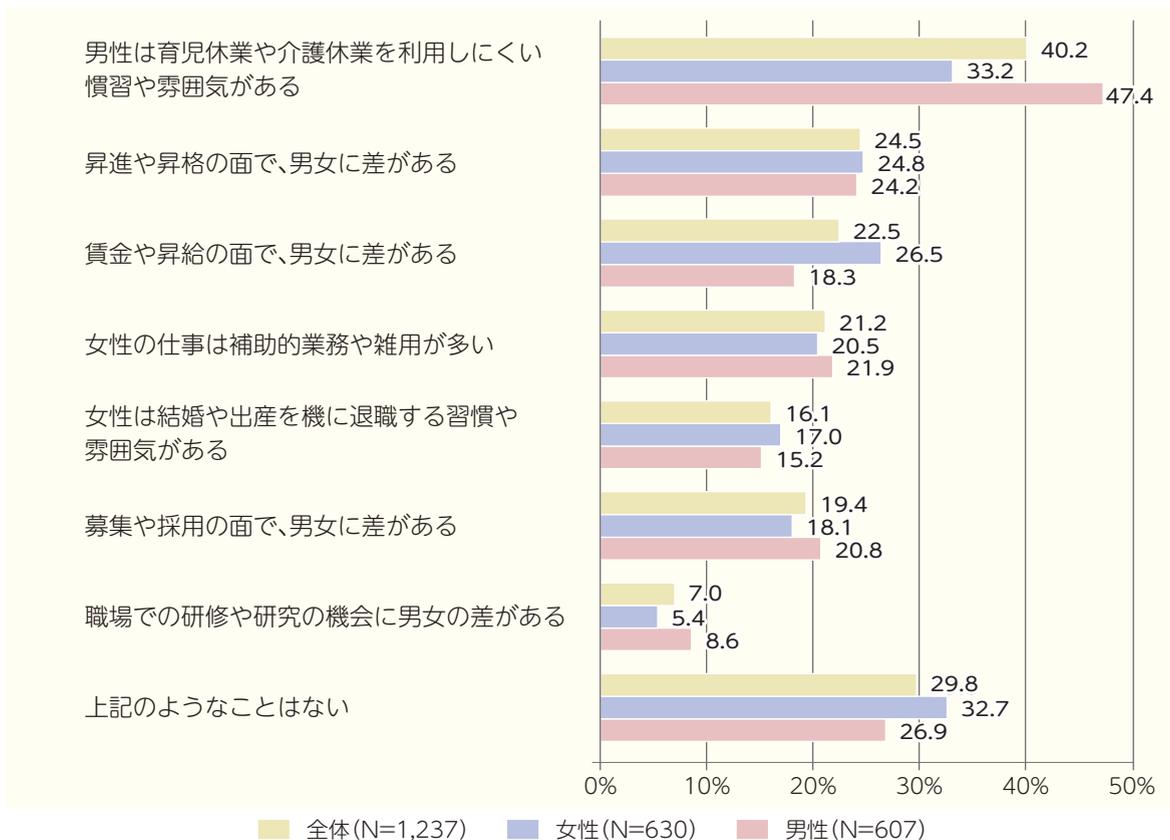
男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な構成員として、生活のあらゆる場面に参画することが重要です。

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、家庭生活の充実を図るとともに、政策決定や企業の方針決定の場における女性の積極的な参画を推進します。

また、女性に対する暴力の根絶や男女の就労支援、地域活動等における男女共同参画の促進などの施策を展開します。

【市民アンケート調査結果】

『あなたの職場では以下のようなことがありますか。』（現在勤めている場合限定・複数回答可）



主な実施施策

- 「仕事と家庭生活の調和」の普及を図るため、市民向けの啓発事業を実施するとともに、普及のために必要となる育児や介護のための休暇制度などの情報提供に努め、事業所に対しても、制度の導入や取得しやすい環境づくりなどを働きかけます。
 - 市の附属機関等をはじめ、市政や企業的意思決定などの場での女性の参画と活躍を図るため、市民や事業所に対して意識啓発や働きかけを実施します。
 - 女性に対する暴力は、「犯罪をも含む重大な人権侵害である」と認識し、その根絶を目指し、その発生の抑止や被害の防止のための啓発事業を展開します。
 - 男女雇用機会均等法の趣旨の普及を図るとともに、働きたい（再就職したい）という人への就労支援のため、セミナーなどの実施や情報提供などを行います。
 - 地域活動・市民活動における役員などへの女性の参画を働きかけ、男女の一方の視点に偏らない地域活動・市民活動の展開を促進します。
- また、男女共同参画を推進する団体の活動を支援するとともに、団体相互のネットワークづくりを促進します。

基本目標Ⅲ 男女が自立できる環境づくり

家庭生活と就労など社会活動との両立・調和を図り、男女がともに自立できる環境づくりは、男女共同参画の観点から重要です。

増加傾向にある配偶者等からの暴力(DV)などの女性相談ばかりでなく、男女の就労や社会参加にかかわる悩みなども対象とし、相談者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

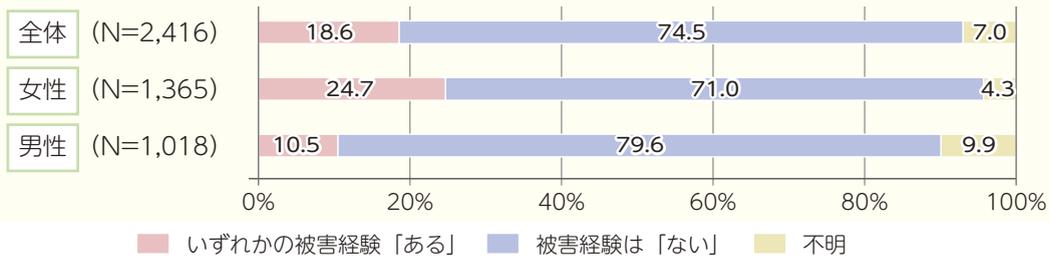
安心して子育てできる環境づくりも、男女共同参画の観点から重要であるため、保育など子育てにかかわる様々なサービスの充実に取り組みます。

【市民アンケート調査結果】

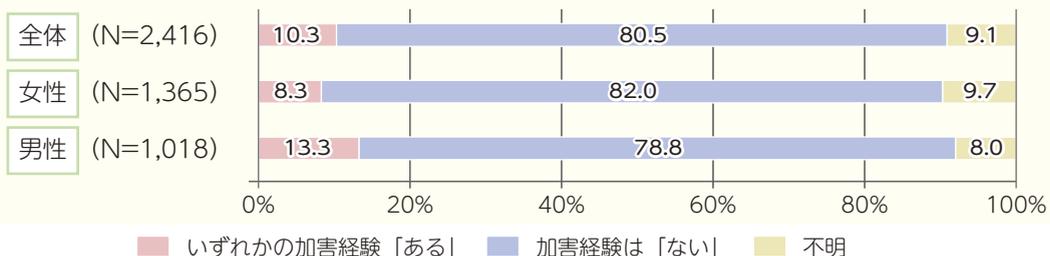
『あなたはこれまでに恋人やパートナーから、次のようなことを「されたこと」や、「したこと」がありますか。』

- ①身体的な暴力…なぐる、ける、物を投げつける、つきとばす、刃物でおどす等
- ②精神的な暴力・社会的な暴力…人格を否定するような暴言、長時間の無視、どなる、「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」等の見下した発言、身の危険を感じるような脅迫、交友関係の監視や制限等
- ③性的な暴力…相手がいやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要等
- ④経済的な暴力…生活費を入れない、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる、家計の管理に関与させない、借金をさせてお金を取り上げる等

いずれかの暴力の被害経験の有無



いずれかの暴力の加害経験の有無



主な実施施策

- 配偶者等からの暴力(DV)や離婚などの相談ばかりでなく、男女の就労や社会参加などにかかる悩みの相談に応じ、自立に向けた支援を実施します。
- 家庭や子育てに関する悩み相談や、母子(ひとり親)家庭の自立に向けた援助など、必要な支援を実施します。
- 配偶者暴力相談支援センターの設置及び配偶者等からの暴力対策基本計画の策定に向けた検討を進めます。
- 低年齢児の預かりや時間延長などの保育サービス、放課後児童クラブや児童館の整備等を充実させることにより、子育て世代の働きやすい環境づくりを図ります。
- 出産後に援助が必要な家庭にヘルパーを派遣するなど、身体的・精神的サポートを実施するとともに、病児・病後児預かりも含めた子育ての相互援助活動を実施し、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

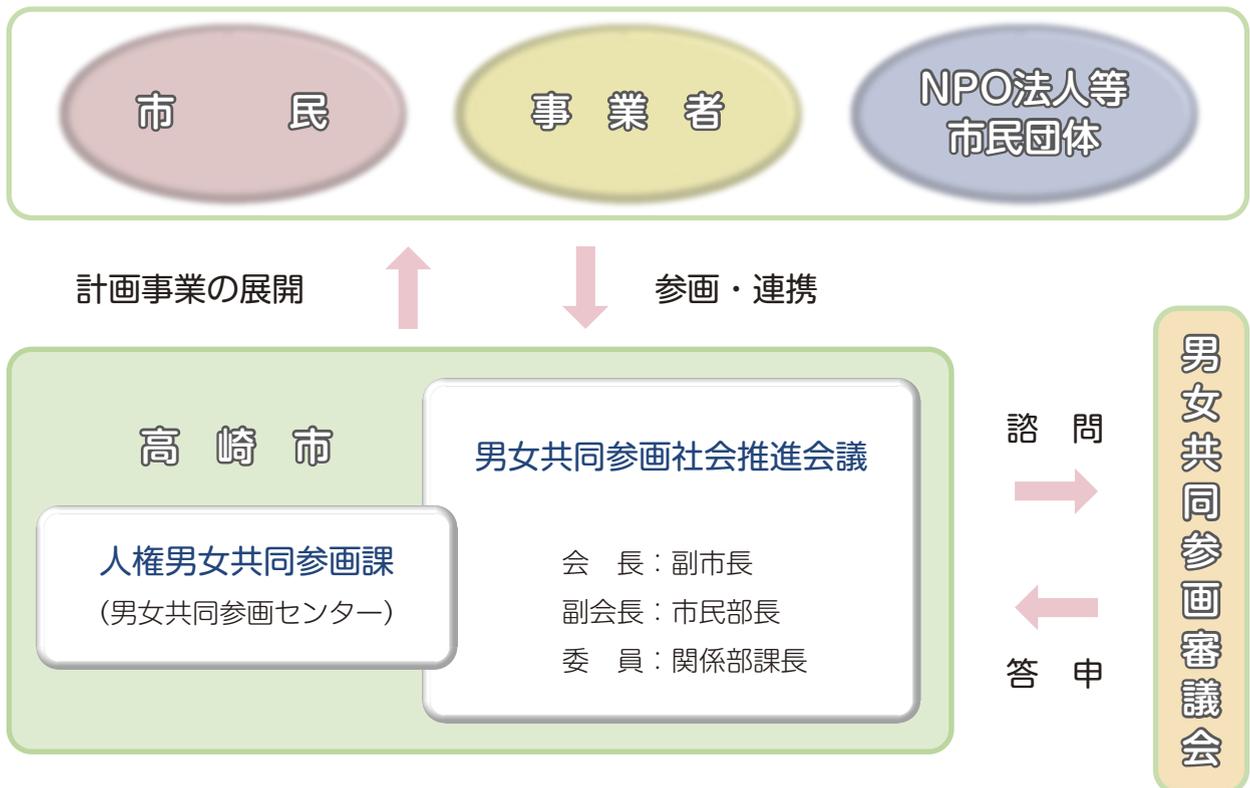
基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民や市民団体、事業所の理解と協力のもと、計画を効果的に推進し、事業の進行を管理していくことが必要です。

また、男女共同参画センターにおいては、市民団体や行政機関との連携により「拠点施設」として機能の充実を図り、男女共同参画社会の形成を目指します。

主な実施施策

- 毎年、計画事業の進捗状況を把握するとともに、その効果を評価し、必要な見直しなどの進行の管理を行います。
- 男女共同参画推進のための拠点施設として、市民団体や他の行政機関との連携・協働による啓発活動や情報の配信等を展開します。



男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

男女共同参画社会の実現のために

男女共同参画社会の実現のためには、市の行政施策の展開ばかりでなく、市民・事業所・地域社会の理解のもと、家庭や地域社会、事業所（職場）において取り組まれることが不可欠です。

■ 家庭での取り組み

- 家族一人ひとりの個性や考え方、生き方を尊重しましょう。
- 家族全員で、家事や育児、介護等を行い、支えあいましょう。
- 自分や家族の心や体のことを理解し、心身の健康づくりに努めましょう。

■ 地域社会での取り組み

- 地域活動の運営や役員など、女性も積極的に参画できるよう環境づくりに取り組みましょう。
- 住民一人ひとりの生き方や考え方を尊重する地域社会とするため、地域の慣習などの見直しに取り組みましょう。

■ 事業所（職場）での取り組み

- 雇用機会や待遇など、性別による格差をなくし、一人ひとりが意欲や能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組みましょう。
- 育児や介護にかかる休暇制度を導入し、男女ともに制度を利用しやすい環境づくりに取り組みましょう。
- 農業者は、家族経営協定を結び、配偶者や後継者の意欲と能力を發揮できる環境づくりに取り組みましょう。



高崎市第3次男女共同参画計画（概要版）

発行年月 平成25（2013）年3月

発行 高崎市市民部人権男女共同参画課 男女共同参画センター
〒370-3531 群馬県高崎市足門町1669番地2
TEL：027-329-7118 FAX：027-372-3121
URL：http://www.city.takasaki.gunma.jp/